

第2回大津市中心市街地活性化基本計画策定委員会 議事要旨

日 時：平成19年1月26日（金）10：00～11：40

場 所：明日都浜大津1階 市民活動センター大会議室

（要点）

- ・ 大津市中心市街地活性化基本計画の背景と目的について確認した。
- ・ 計画策定の前提として、基本計画で定めるべき内容や、認定のための基準などについて確認を行った。
- ・ 中心市街地の区域については、旧基本計画で定めた区域を基本としつつ、今後検討した上で必要な修正を加えていくこと、目標年次については平成23年度とすることが確認された。
- ・ 基本計画策定に向けた目標、策定方法、事業推進に向けた課題等について確認した。
- ・ 本日の資料1の内容は、市民等にも知ってもらい意見を集めるためにパブリックコメントを行い、公表していくことが決まった。
- ・ 資料については次回以降なるべく事前配布を行うことにする。

（意見等）

まちづくり三法改正の趣旨について

- ・ 今回の基本計画では、5年以内に達成することを約束しなければならない。そのためには事業を絞り込んで実効性を高める必要がある。
- ・ 市の総合計画でも中心市街地の活性化について明確な位置づけ・方向性が出されている。
- ・ 今後の取り組み方向の1つは、市が先導する事業であり、これは道路整備や明日都浜大津の再開発など一定の取り組みも見られる。もう1つは民間事業の掘り起こしである。特に後者の視点は旧法には欠けており、単に「活性化は必要だ」という話で終わっていた。やる気のある民間が事業を提案していかないと活性化しない。だから国も補助メニューを直轄としたのである。これは異例である。
- ・ 大津ならではのユニークな発想や特色も大事だが、もっと大事なのは着実に実行することである。
- ・ 今回の基本計画は行政、民間、それぞれで実効性ある事業を出し合うという実施計画に近い性格のものだ。
- ・ この中心市街地活性化法は一見分かりにくいので、商工会議所から呼びかけて勉強会をされてはどうか。

旧基本計画への評価について

- ・ 旧基本計画の事業の実施状況を見ると、実施されている事業が少ないことが分かる。こ

これは旧基本計画が総花的になりすぎていたということ。また、市が取り組めること、あるいは商店街での既存の事業などは取り組めたが、新たなチャレンジが生まれていない、ということである。

- ・ 旧基本計画を評価することは必要だが、その延長では活性化しないということが分かっている。

中心市街地の現状について

- ・ 一体何をしたらよいのか、がなかなか見えてこない。様々な事業に取り組んできたが、商店主にもやる気には差があり、一つにまとまって協力するのは難しい。しかし一致団結しないと活性化はできない。
- ・ 商店街も青息吐息の状態であり、古い考えを持たれている方にとっては遠慮したい話ともなりかねない。住んでいる人の思いも大事にしていかなければならない。
- ・ 今回目指そうとしているものが、今のまちの現状とかけ離れているように思う。あるものを利用したまちづくりも考えたい。また、市民にもっとまちの良さを知ってほしいと思う。まちあるきなどの取り組みを通じて訴えていきたい。
- ・ 中心市街地活性化のためには、まちにビジネスチャンスがないといけない。まちづくり会社を設立するのであれば、儲けがきちんと得られるような形をつくっていかなければならない。
- ・ そもそもこの地域が中心市街地としての要件を満たしているのか疑問を持っている。
- ・ 中心市街地の人口も少しずつ増えている。またこれからは団塊世代が退職を迎える。そうした人のニーズを聞くと、自然、景観、利便性を求めるという。これらは全て中心市街地に当てはまり、住みたい人は確実にいる。特に熟年女性をターゲットに魅力あるまちにしていきたい。
- ・ 各団体の活動が集まれば大きな力になる。勉強しながらいいまちをつくっていこう。
- ・ 実際どのくらいの規模で取り組んでいくのかが分からず、活性化というお題目程度の話かと思っていたが、今日の話聞いて分かってきた。しかし、ハード事業に集中していくのか、ソフト事業に取り組んでいくのか、といった目に見えるような事項の検討が現段階ではできていない。

具体的な形・姿をどうするのか、は次回以降に議論していきたい。

中心市街地の区域について

- ・ なぎさ公園やパルコ周辺が含まれていないのが気になる。水辺は天津の大切な資源であり、これを含んだ活性化策を検討しなければならないと感じている。
- ・ 膳所付近にも商業の集積があり、中心市街地の区域に加えるべきではという意見がある。
- ・ 単に入れる、入れないではなく、資料1の12ページに記載されている要件を踏まえた

上で検討しなければならない。また、市の総合計画では個々に都市核として位置づけており、中心市街地としての位置づけが妥当かどうかを考えて判断していかねばならないだろう。

- ・ なぎさ公園が区域に入っていないのは違和感があった。商業の活性化を進めるにはぜひとも入れておくべきだ。湖を見るような交通の活用も重要なメニューになり得るのでは。

事業推進の体制について

- ・ 法定の協議会にはまちづくり会社等と商工会議所が設立の必須構成員となっている。民間主導の取り組みに期待が大きい。
- ・ 法定協議会が設立されないと基本計画は認定されない。正確には、基本計画を策定するまでは無くてもよいが、結局は法定の協議会が無いと事業が動かない。国の基本方針の中にも事業の担保性を重視すると明記されている。
- ・ 浜大津都市開発も設立 10 年を迎えた。本社は市の出資もあり中心市街地整備推進機構の要件を満たしている。商工会議所の協力があれば、その一端を担えるのではないかと考えている。